

【取扱い厳重注意】

平成23年10月19日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 飯崎 準 (担当3)
仁保 智紀 (担当2、4)

平成23年10月19日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全基盤機構理事 (理事長代理) 福島 章

2 聴取日時

平成23年10月19日午後1時頃から同日午後2時頃まで

3 聴取場所

経済産業省別館5階面談室1

4 聴取者

飯崎補佐、仁保主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

緊急参集チームの活動状況、屋内退避指示、モニタリング等について
別紙のとおり

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

福島理事は、事故発生当時、保安院付であり、官邸地下に置かれた緊急参集チームに保安院代表として詰め、事故対応に当たっていた。

2. 緊急参集チームの活動状況について

- 私（福島理事）は、3月14日から官邸に詰めることとなったが、当時は、第一原発内の事象が進展していたため、伊藤危機管理監や各省幹部は、常に緊急参集チームにいて、新たな情報がリエゾン等を通じてもたらされるたびに、チーム全体にアナウンスして情報共有を図っていた。その後、いつ頃であったかは覚えていないが、事故の状況が落ち着いてきた以降は、緊急参集チームでの協議は午前8時頃と夕方5時頃の2回だけとなり、これらの協議において、それまでに起こったことを各省がまとめて報告するという態勢がとられた。保安院も、20日以降は、官邸に送られてきた情報を冊子にまとめて、緊急参集チームへ報告するようにしたと記憶している。
- 緊急参集チームが置かれていた官邸地下の幹部部屋の隣には、各省の連絡要員が集まって作業に当たる大部屋があった。この大部屋においては、各省リエゾンが、それぞれの省庁から送られてくる情報を収集し、大部屋内に設置されていた大型スクリーンに資料を映したりして、室内で共有を図っていた。さらに、こうした情報は、内閣官房職員に渡され、内閣官房職員は、緊急参集チームが置かれた幹部部屋内にあった大型スクリーンに資料を映したり、コピーを各省幹部に配布したりして、緊急参集チーム内での共有を図っていた。
- 緊急参集チームにいる各省幹部の役割は、リエゾン経由でもたらされた情報を共有し、伊藤危機管理監が中心となって必要な事項を出席者で協議したうえで、親元の省庁に協議結果を伝えるというものであった。保安院の場合、私（福島理事）が座っていたメインテーブルの後ろに、課長、企画官クラスの幹部が控えていたので、保安院に対して何らかの指示があったり、本院と協議する必要がある場合には、彼らから保安院本院に連絡してもらい、調整を依頼していた。
- 官邸地下では携帯電話が通じず、地上に上がった時に大量の不在着信やメールを受け取ることがあったが、緊急参集チームのメインテーブルに座っている限りは、机に備え付けられた電話で保安院と連絡を取り合うことができたので、ほとんど支障はなかった。
- 今回の事故の場合、地震と原子力事故の同時発生であったので、緊急参集チームも、地震のためのものと原子力事故のためのものとの二つが立ち上げられていた。保安院は、地震の場合も原子力事故の場合も緊急参集チームに幹部職員を派遣することになっていたため、事故発生当初からメインテーブルに席が用意されていたが、安全委員会は、地震の場合には緊急参集チーム要員ではなかったため、当初、緊急参集チームのメインテーブルに安全委員会用の座席はなかった。なお、緊急参集チームにおいて、原子力事故対応を協議するときは伊藤危機管理監が、地震対応を協議するときには西川官房副長官補がそれぞれ仕切っていた。

その後、3月下旬頃、地震対応が落ち着いてきたということで、西川官房副長官補が地震に関する緊急参集チームの終了を宣言し、地震対応に当たる職員は内閣府に移った。

【取扱い嚴重注意】

それ以降、官邸地下においては原子力事故への対応のみが協議されるようになり、保安院の座席も、メインテーブルの端の方から、中央に座っている伊藤危機管理監の正面に移動することとなった。

- 事故発生後しばらく経ってから、東電職員（課長級以下）が官邸地下に詰めるようになり、緊急参集チームのメインテーブルの後ろに置かれた、保安院職員が控えるためのテーブルに、保安院職員と一緒に座ってもらっていた。その後、同社の高橋フェローが官邸地下に詰めるようになってからは、メインテーブルにも座席が用意され、私（福島理事）の隣に、高橋フェローが座るようになった。3月下旬頃、保安院の座席がメインテーブルの中央に移動したことを受けて、東電の座席も移動し、引き続き私（福島理事）の隣に高橋フェローが座っていた。
- 3月15日に政府・東電統合対策本部（以下、「統合本部」という）ができた以降、プラント対応は統合本部で決定されるようになった。他方、緊急参集チームは、避難措置や住民支援など、プラント外の問題への対応を行っていた。ただし、事故発生直後からプラント対応は官邸五階で決定されていたと聞いており（私（福島理事）は、14日以前は官邸にいなかった）、統合本部以前から、こうした役割分担が事実上出来上がっていたと思う。

統合本部での協議結果は、ERC（経済産業省緊急時対応センター）を通じて官邸地下にいた私（福島理事）のところにもたらされていたが、安危室（内閣安全保障・危機管理室）職員も統合本部に詰めていたため、彼らから直接官邸に統合本部での決定事項が伝えられていた。安危室からもたらされる情報は、保安院より早く官邸地下に届けられていたと記憶している。

- 正確な時間は覚えていないが、3月14日頃、緊急参集チームにおいて、防衛省の出席者から「現地対策本部がオフサイトセンターから福島県庁に移転するという噂があるが、本当か」という問い合わせがあったので、私（福島理事）は、ERCに対して照会したところ、ERCからは、「移転を見越して、福島県庁に先遣隊を派遣した」という返答があり、緊急参集チーム内でもこうした説明を行ったと記憶している。

3. 3/15 11:00 の福島第一原発から20～30kmの屋内退避指示について

時間は覚えていないが、3/15に第一原発の2号機で爆発的な事象が発生し、さらに、4号機でも火災が発生したとの情報が入ったことを受け、伊藤危機管理監が、緊急参集チーム内で、私を含めて何人かの者に対して呼びかけを行い、「避難範囲をどうしたらよいか」ということを問われた。

私は、30kmの範囲で住民避難を行うのは困難であり、避難範囲を拡大するのであれば、屋内退避とすべきであると答えたと思う。その場にいた他の者からも、30km圏内に居住している要介護者を避難させることは、対象者も多いだろうし、厳しいオペレーションになるということを答えており、その場の雰囲気としては、避難範囲を拡大させるのであれば、屋内退避が望ましいだろうということになっていた。

前回のヒアリングでも申し上げたとおり、伊藤危機管理監からは、「20～30kmの範囲について、屋内退避指示案と避難指示案の2案を作成してくれ」と言われたため、私は保安院に指示して、2案作成するように伝えている。この時、どれくらいの時間がかかったかは覚えていないが、なかなか保安院が指示案を上げて来なかったため、緊急参

【取扱い嚴重注意】

集チームに集まっている色々な方から、「どうなっているんだ、早くしろ」ということを言われたため、保安院に対して「早く出してくれ」ということを指示している。この時、保安院でやり取りをしたのは、片山企画調整課長である。

その後、保安院から、避難指示案と屋内退避指示案が届いたため、危機管理監が、政治サイドだろうと思うが、説明に向かっている。危機管理監が戻ってきた際に、私は、「どうでしたか」と伺ったところ、「20～30km 圏内に対して、屋内退避指示を出すことに決まった」と申し立てた。それ以上は聞いていないため、危機管理監が誰に報告に行き、誰の決断で方針が決まったのかは分からない。

なお、緊急参集チームの部屋には、安危室職員が常駐しており、室内のスクリーンに映し出されるパワーポイントスライドを調整したり、適宜資料を配布するなどしていた。また、参事官レベルは後ろの席に待機していて、必要に応じて、状況の説明などを行っていた。特に、大石参事官は、原災担当ということで長く常駐していたように記憶している。

4. 福島原発周辺のモニタリングについて

- 3月下旬頃から、警戒区域の設定及び同区域への一時立ち入りの議論が緊急参集チームで開始され、福島原発から20km 圏内のモニタリングを行う必要があるという話になった。当時の具体的なやりとりは覚えていないが、緊急参集チームにおいては、「できることは東電にやってほしい」という雰囲気があったと記憶している。その後、どういった経緯で東電が20km 圏内のモニタリングを行うことが決まったかはよく分からないが、20km 圏内のモニタリングがなかなか実施されないので、官邸に詰めていた東電の課長クラスの職員に状況を聞いたところ、「モニタリングを行う職員の安全確保や組合との調整のために時間がかかっている」との説明を受けたと記憶している。
- 警戒区域への一時立ち入りについては、当初、県や周辺市町村から、「線量が高いと思われる地域に住民は入れるべきではない」と消極的な意見が寄せられていた。そのため、政府は職員を現地に派遣し、「やむを得ず20km 圏内に入らなければならない人もいるので、一時立ち入りが必要」という国の考えを説明するとともに、県や周辺自治体との間で種々の調整を行ったと聞いている（詳細については承知していない）。
- 3月29日に東電が行った第一原発から30km 圏内の海域モニタリングの開始経緯については、よく覚えていないが、緊急参集チームにおいては、「海域モニタリングが必要になった原因は、第一原発の事故により発生した汚染水であるのだから、原因者である東電が発電所近海でのモニタリングを行うべきである」という考え方をもっている省庁が多かったという印象がある。